

『ハイレベル演習 民法 問題編』(KU22266)

訂正表

2023年10月13日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 247	No221	誤	問題全部	2023/10/13
		正	削除(※2022〔令和4〕年改正民法の下では問題として成立しなくなったため)	
P. 254	No225 問題文 上から2行目	誤	(法 2015)	2023/10/13
		正	(法 2015 <u>改題</u>)	
P. 254	No225 肢オ 上から2行目	誤	夫からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき <u>1</u> 年の出訴期間	2023/10/13
		正	<u>法定の否認権者</u> からの嫡出否認の訴えによるべきものとし、かつ、同訴えにつき原則として <u>3</u> 年の出訴期間	
P. 255	No225 (参考) 上から3行目	誤	第772条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。	2023/10/13
		正	第772条 妻が婚姻中に懐胎した子は、 <u>当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。</u>	
P. 255	No225 (参考) 上から4行目	誤	2 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。	2023/10/13
		正	2 <u>前項の場合において、婚姻の成立の日から二百日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。</u> <u>(第3項以下略)</u>	
P. 257	No228 問題文 上から2行目	誤	(法 2021)	2023/10/13
		正	(法 2021 <u>改題</u>)	
P. 257	No228 肢ア 上から1行目	誤	婚姻の成立の日から <u>200</u> 日を経過した後	2023/10/13
		正	婚姻の成立の日 <u>以後</u>	
P. 265	No236 (参考) 下から1行目	誤	(第2項略)	2023/10/13
		正	(第2項 <u>以下略</u>)	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。